

《これまでの審議会、主な協議内容》

〔第 1 回〕 現状のご説明

- ①人口の推移と将来人口 ②児童生徒数の推移と今後の見通し
- ③学校別児童・生徒数、学級数の現状 ④学校施設の現状
- ⑤通学区域

〔第 2 回〕 通学区の問題点と課題の洗い出し

〔第 3 回〕 通学区の問題点と課題の協議（2 項目）

- ①町を分断していることから、町単位に考慮した例
- ②鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる、登下校時の危険性が高まっていることによる区割りした例

〔第 4 回〕 児童数の推移及び学校の耐震化と建替え計画について説明。また、通学区の問題点と課題の協議（1 項目）

- ①通学距離について

以上のことを踏まえ、「大規模校、小規模校の是正」を最優先課題と位置付け、次に考慮することとして「ひとつの小学校から複数の中学校に行くことをできるだけ避ける」「可能な限り、町単位での校区編成を」「鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる、登下校時の危険性」などを念頭に入れながら、次回の審議会までに 2～3 の案を作成することに。

《留意点》

- ①児童・生徒数の減少
(例：小学生の人数) 5,534 人 (H26 年度) →4,391 人 (H37 年度)
- ②学校施設の建替えが、10 年後以降、順次必要となる。
- ③「大規模校、小規模校の是正」を最優先課題とする。

《A案》

「大規模化・小規模化の解消」「できるだけ鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる、登下校時の危険性の回避」などに主眼をおいて、作成した案。

[主な変更内容]

- ①第三小学校（約 260 人規模へ）
…大宮町・湊町などを加える。
- ②第一小学校（約 540 人規模へ）
…第二小学校の南海本線より浜側部分、及び末広小学校の南海本線より浜側部分を加える。
- ③日新小学校（約 360 人規模へ）
…第二小学校の旧 26 号線より浜側部分を第三小学校に、及び府道 30 号線の山側部分を中央小学校及び佐野台小学校に変更する。
- ④佐野台小学校（100 人 + α ）
…日新小学校の府道 30 号線の山側部分の一部（現在住宅開発中及び熊取西地区開発予定地）を加える。
- ⑤第二小学校（約 650 人規模へ）
…南海本線より浜側部分を第三小学校及び第一小学校に、空港連絡道路の和歌山側を末広小学校、中町を中央小学校に変更する。また、中央小学校の国道 26 号線より浜側を加える。
- ⑥末広小学校（約 540 人規模へ）
…第二小学校の空港連絡道路より和歌山側を加えます。また、南海本線より浜側部分を第一小学校に変更します。
- ⑦中央小学校（約 890 人規模へ）
…日新小学校の府道 30 号線の山側部分の一部、及び第二小学校の中町、日根野小学校の JR 阪和線より浜側を加える。また、国道 26 号線より浜側を第二小学校に変更する。
- ⑧長南小学校（約 500 人規模へ）
…JR 阪和線より山側を上之郷小学校に変更する。
- ⑨日根野小学校（約 740 人規模へ）
…JR 阪和線より浜側を中央小学校へ、及び空港連絡道路の和歌山側を上之郷小学校に変更する。
- ⑩上之郷小学校（約 260 人規模へ）
…長南小学校の JR 阪和線より山側、及び日根野小学校の空港連絡道路より和歌山側を加える。

《B案》

調整区域を極力設けず、区割りを変更して「大規模校」及び「小規模校」の課題解決に努める案。ただし、第三小学校は、特認校とする。

[主な変更内容]

- ①日根野小学校（約 740 人規模へ）
…JR 阪和線より浜側を中央小学校へ、及び空港連絡道路の和歌山側を上之郷小学校に変更する。
- ②第二小学校（約 680 人規模へ）
…中町を末広小学校に変更する。また、中央小学校の国道 26 号線より浜側を加える。
- ③中央小学校（約 770 人規模へ）
…日新小学校の府道 30 号線の山側部分の一部、日根野小学校の JR 阪和線より浜側を加える。また、国道 26 号線より浜側を第二小学校に変更する。
- ④日新小学校（約 500 人規模へ）
…府道 30 号線の山側部分を中央小学校及び佐野台小学校に変更する。
- ⑤佐野台小学校（100 人 + α ）
…日新小学校の府道 30 号線の山側部分の一部（現在住宅開発中及び熊取西地区開発予定地）を加える。
- ⑥上之郷小学校（約 260 人規模へ）
…日根野小学校の空港連絡道路より和歌山側を加える。
- ⑦第三小学校を特認校とする。

《C 案》

選択の幅を広げ、隣接地の小学校にも通えるように調整区域を拡大した案。
もちろん、「大規模校」及び「小規模校」の課題解決に努める案。

[主な変更内容]

①第二小学校

…大宮町、上町の一部を調整区域とし、第二小学校又は第三小学校に通学可能とする。また、中町部分を調整区域とし、第二小学校又は末広小学校に通学可能とする。さらに、中央小学校の国道 26 号線の浜側(市場の一部)を調整区域とし、中央小学校又は第二小学校に通学可能とする。

②中央小学校

…国道 26 号線の浜側を調整区域とし、中央小学校又は第二小学校に通学可能とする。また、日新小学校の府道 30 号線の山側の一部を調整区域とし、日新小学校又は中央小学校に通学可能とする。さらに、日根野小学校の JR 浜側部分を調整区域とし、日根野小学校又は中央小学校に通学可能とする。

③末広小学校

…第二小学校の中町部分を調整区域とし、第二小学校又は末広小学校に通学可能とする。

④日新小学校

…泉陽ヶ丘の一部を調整区域とし、日新小学校又は中央小学校に通学可能とする。また、泉陽ヶ丘の北側と府道 30 号線の山側部分の重なる部分を佐野台小学校に変更する。

⑤佐野台小学校

…日新小学校の府道 30 号線の山側部分の一部(現在住宅開発中及び熊取西地区開発予定地)を加える。

⑥日根野小学校

…JR 浜側部分を調整区域とし、日根野小学校又は中央小学校に通学可能とする。また、空港連絡道路和歌山側を調整区域とし、日根野小学校又は上之郷小学校に通学可能とする。

⑦上之郷小学校

…日根野小学校の空港連絡道路和歌山側を調整区域とし、日根野小学校又は上之郷小学校に通学可能とする。

⑧第三小学校

…大宮町、上町の一部を調整区域とし、第二小学校又は第三小学校に通学可能とする。

《D 案》

調整区域を 4 カ所程度に限定したうえで、「大規模校」及び「小規模校」の課題解決に努める案。B 案と C 案の折衷的な案。ただし、第三小学校は、特認校とする。

[主な変更内容]

①第二小学校

…中町部分を調整区域とし、第二小学校又は末広小学校に通学可能とする。また、中央小学校の国道 26 号線の浜側（市場の一部）を調整区域とし、中央小学校又は第二小学校に通学可能とする。

②中央小学校

…国道 26 号線の浜側を調整区域とし、中央小学校又は第二小学校に通学可能とする。また、日根野小学校の JR 浜側部分を調整区域とし、日根野小学校又は中央小学校に通学可能とする。さらに、日新小学校の府道 30 号線の山側の一部を校区に加える。

③末広小学校

…第二小学校の中町部分を調整区域とし、第二小学校又は末広小学校に通学可能とする。

④日新小学校

…府道 30 号線の山側部分を中央小学校及び佐野台小学校に（-20 人程度）変更する。

⑤佐野台小学校

…日新小学校の府道 30 号線の山側部分の一部（現在住宅開発中及び熊取西地区開発予定地）を加える。

⑥日根野小学校

…JR 浜側部分を調整区域とし、日根野小学校又は中央小学校に通学可能とする。また、空港連絡道路和歌山側を調整区域とし、日根野小学校又は上之郷小学校に通学可能とする。

⑦上之郷小学校

…日根野小学校の空港連絡道路和歌山側を調整区域とし、日根野小学校又は上之郷小学校に通学可能とする。

⑧第三小学校を特認校とする。